

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第20号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち1の表第8項を次のように改める。

8 地方自治法（以下この項において「法」という。）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下この項において「地縁による団体」という。）に関する

こと。

- (1) 法第260条の2第2項及び第5項の規定による認可に関すること。
- (2) 法第260条の2第10項の規定による告示に関すること。
- (3) 法第260条の2第11項の規定による届出の受理に関すること。
- (4) 法第260条の2第12項に規定する証明書の交付に関すること。
- (5) 法第260条の2第14項の規定による認可の取消しに関すること。
- (6) 法第260条の3第2項の規定による認可に関すること。
- (7) 法第260条の31第2項の規定による認可に関すること。
- (8) 法第260条の33の規定による届出の受理に関すること。
- (9) 法第260条の39第3項及び第4項の規定による認可に関すること。
- (10) 法第260条の41第3項の規定による届出の受理に関すること。
- (11) 法第260条の44第1項の規定による告示に関すること。
- (12) 法第260条の45第1項の規定による認可の取消しに関すること。
- (13) 法第260条の46第2項の規定による公告に関すること。
- (14) 法第260条の46第4項の規定による情報の提供に関すること。
- (15) 法第260条の46第5項の規定による通知に関すること。

(16) 地縁による団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関すること。

別表第1のうち2の表第5項第29号を次のように改める。

(29) 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）

第10条の規定により、新潟市が処理することとされている事務

別表第1のうち2の表第29項第8号エ中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に改め、同項第20号の次に次の1号を加える。

(21) 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）に基づく事務のうち、

同条例第2条の規定による同条例別表第3号の表1の項から10の項まで、18の項、19の項、26の項から29の項まで、31の項、32の項及び41の項から44の項までに定める手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）

別表第1のうち2の表第30項及び第31項を次のように改める。

30 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）第10条の規定により、新潟市が処理することとされている事務

31 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）第6条の規定により、新潟市が処理することとされている事務

別表第2のうち1の表第4項第55号の次に次の2号を加える。

(55) の2 法第39条の21第1項の規定による変更の届出を受理すること。

(55) の3 法第39条の23の規定により危害予防規程の提出を求めること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。